

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

交通局	(令和6年度)	
監査結果 (指摘事項)	改善措置	
<p>減損会計の検討について</p> <p>地方公営企業法施行規則では、減損損失を認識しなくとも、減損損失を認識するに至らなかった理由も記載することとなっており、財務諸表利用者が早期に減損損失のリスクを把握することが可能となっている。高速鉄道事業においては、遊休状態にあった資産があるにも関わらず、また、自動車運送事業においても、業務活動から生じる損失が継続しており、業務活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスという減損の兆候の例示に該当する状態であったため、減損兆候の判断には、より慎重さが求められると考える。減損の兆候が認められる場合には、減損の認識の判定以降の検討過程を、第三者に対し客観的に説明できるよう整理するとともに、減損損失に関する注記をもれなく記載することが重要である。</p>	<p>【高速鉄道事業】</p> <p>将来の用途が定まっていない遊休資産については、その重要性を踏まえ、他の資産又は資産グループから独立した別の資産グループとして取り扱うか否かを判断のうえ、減損の兆候の有無を判定していくものとされている。</p> <p>この点、指摘された遊休資産は、令和6年度決算においてその帳簿価額の総資産に占める割合が0.003%に留まることなどから、独立した別の資産グループとして取り扱う金額的な重要性が乏しいと判断し、高速鉄道事業全体の資産グループに含めて取り扱うこととした。その結果、減損の兆候は認められないと判断した。</p> <p>【自動車運送事業】</p> <p>令和6年度決算において自動車運送事業全体の資産グループに減損の兆候が認められたことから、減損の認識の要否について検討した。その結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が当該資産グループの帳簿価額を上回っていたため、減損損失を認識するには至らなかった。</p> <p>なお、減損の兆候が認められたことから、決算書の注記事項に減損損失に関する注記を記載した。</p> <p>減損会計の検討にあたっては、引き続き、法令や会計基準等を踏まえるとともに、検討過程を第三者に対し客観的に説明できるよう整理していくことについて、改めて確認した。</p>	